

市民活動保険制度をご存じですか

市は、市民の皆さんが安心して市民活動に取り組めるよう、市民活動保険に加入し、保険料を負担しています。町内会での清掃など市民活動中に事故にあった場合は、同保険をご利用ください。

☎市民活動推進課(☎504-2113、☎504-2066)

もしもの時にはご相談を

市民活動団体(町内会など)が、公共の利益を目的とした活動を、計画的・無報酬で行う中で、活動者が死亡・負傷した場合、傷害補償として保険金が支給されます。また、活動者の過失により、他人にけがをさせたり、他人の物に損害を与えたりして、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負

う場合、個人・団体に賠償金が支給されます。市民や団体の保険料負担は不要です。

保険の対象外となることも

事故発生後に保険の対象となるかどうか審査を行います。審査の結果、保険の対象外となる場合もあります。活動者の故意によるものや、危険度の高い活動(チェーンソーによる伐採など)は対象外です。

■手続きの流れ

活動前の事前準備

- 活動が保険の対象となるか不明な場合などは相談先(下記)に確認
- 活動者の名簿を作成

事故が発生したときの対応

- ①事故の記録 ●事故発生の時間、場所、状況



- 事故を証明できる人の氏名、連絡先
- 対物賠償事故の場合は現場の写真 など

- ②連絡・相談 ●団体の責任者は、相談先(下記)に連絡



- 団体規約・事業計画書などを準備・提出

事故後の手続き

- ①報告書の提出
- ②請求書の提出



■保険の補償内容

- 傷害 突発的に発生した事故で、活動者が死亡か負傷した場合

区分	支払い金額
死亡	700万円
後遺傷害	21~700万円
入院・通院	1日につき入院3,000円、通院2,000円

- 賠償責任 被害者からの訴えで、個人・団体が法律上の賠償責任を負う場合

区分	支払い限度額
対人賠償	1人につき、1億円 1事故につき、2億円
対物賠償	1事故につき、1億円
保管物賠償	1事故につき、300万円

手続き、補償内容などについては詳しくは市ホームページで

市HP ページ番号 182168



相談窓口をご利用ください

市政に対する意見や要望、日常生活上の法律関係や交通事故に関する困り事など、お気軽にご相談ください。

☎市民相談センター(☎504-2120、☎504-2121)

■市役所市民相談センターでの相談

相談名	相談の内容
市政相談	市政に対する意見・要望など
民事相談*1	親族・相続関係、その他日常生活上の法律関係の困り事など(刑事事件は除く)
交通事故相談*1	賠償額の算定、自賠償保険請求の方法など
法律相談(弁護士)*2	法律上の諸問題(刑事事件は除く)

- 相談日時 (月)~(金)の8:30~17:00
- *1 民事・交通事故相談は、16:00ごろまで
- *2 弁護士による法律相談は、民事相談員が相談を受けた後、予約を受け付け
- 申込方法 電話で、同センター(上記)へ ※市の業務など、市

政への意見・要望は、電子メール(kocho@city.hiroshima.lg.jp)か郵送「〒730-8586 市民相談センター」(住所不要)、ファクス(上記)でも随時受け付け

- 休み (土)・(日)・(祝)・(休)、8月6日、年末年始(法律相談は8月13日~16日、12月28日、1月4日も)

■区役所区政調整課での相談

相談内容	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯
交通事故	第1(火)	第2(火)	第4(火)	第3(火)	第1(金)	第3(金)	第4(金)	第2(金)
暴力被害	なし	第1(火)	第3(火)	第4(火)	第3(木)	第2(木)	第1(木)	第4(木)
人権	第2(水)	第3(水)	第1(水)	第3(水)	第2(木)	第4(木)	第2(木)	第2(木)
行政	第2(金)	第1(金)	第4(金)	第3(金)	第1(水)	第3(水)	第2(水)	第4(水)
司法書士法律表示登記・境界	第1(月)	第2(月)	第3(月)	第4(月)	第2(金)	第4(金)	第1(金)	第3(金)
行政書士法律手続	第1(水)	第2(木)	第4(木)	第2(火)	第4(水)	第1(木)	第3(火)	第2(火)
税務(佐伯区役所のみ)	第2(月)							
年金・労働(中区役所のみ)	第3(火)							
市政(市政への意見・要望など)	区役所で随時							

●相談・申込先: 区政調整課(☎は4ヶ所)

区	電話	区	電話	区	電話	区	電話
中	504-2543	南	250-8933	安佐南	831-4925	安芸	821-4903
東	568-7703	西	532-0925	安佐北	819-3903	佐伯	943-9706

- 相談日時 市政相談以外は各相談日の13:00~16:00(暴力被害相談は15:00まで)
- 申込方法 相談日当日の8:30から、電話で、区政調整課へ(交通事故相談、暴力被害相談、表示登記・境界相談は、相談日当日の10:

00まで随時受け付け)。先着各6人(暴力被害相談は4人)。相談時間は1人30分まで

- 休み (土)・(日)・(祝)・(休)、8月6日、年末年始(市政相談以外は8月13日~16日、12月28日、1月4日も)

新型コロナワクチン

今年度から定期接種になります

新型コロナワクチン接種は、今年度から定期接種になります。定期接種は、65歳以上の人と、60~64歳で一定の基礎疾患がある人を対象に、秋冬に1回実施となります。接種開始時期や自己負担額、接種を受ける場所、予約方法などについては決まり次第、お知らせします。なお、定期接種以外で接種を希望する人は任意接種になります。

市HP ページ番号

206315



詳しくは、市ホームページで。

☎区保健センター地域支えあい課(☎、☎下表)か、市新型コロナワクチン問い合わせ窓口(☎504-2957、☎504-2471)

区	電話	ファクス	区	電話	ファクス
中	504-2528	504-2175	安佐南	831-4942	870-2255
東	568-7729	568-7790	安佐北	819-0586	819-0602
南	250-4108	254-4030	安芸	821-2809	821-2832
西	294-6235	294-6113	佐伯	943-9731	923-1611

広島広域都市圏

はっしー漫遊記 127

わがまち 今昔物語

市は「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、近隣29市町と連携・交流を進めています。

広島広域都市圏 検索

ひろしま都市犬はっしー

柳井市 いや 五十谷のはなし

柳井港の南方20*に浮かぶ「透きとおった海の島」平郡島。ここには、廿日市市の宮島に絡む伝説で有名な五十谷という風光明媚な場所があります。

平郡島には、宮島と同じような七つの入り江と七つの湾があり、周囲もおよそ七里。初め、宮島の神さまは平郡島に安住したいと考え、島の周囲を測らせました。ところが、わずかに長さが足りなかったため、「ここはいやいや」と、宮島に渡られた、と伝わります。それが五十谷の地名の起りといわれています。

私が紹介します!

柳井市文化財室 松林日菜子さん